

グループホームはあとの杜本町 運営規程

第1章 事業の目的及び運営方針

(目的等)

- 第1条 この規程は、一般財団法人信貴山病院が設置する『グループホームはあとの杜本町』（以下「事業所」という。）において実施する指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の円滑な運営管理を図ることを目的とする。
- 2 当事業所は、認知症の症状を伴う要介護状態又は要支援状態の利用者に対して、適切な指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定共同生活介護等」という。）を提供することを事業目的とする。

(運営方針)

- 第2条 指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症の症状によって自立した生活が困難になった利用者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、心身の特性を踏まえ尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行うものとし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症の症状によって自立した生活が困難になった利用者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練等必要な援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう利用者の心身状況を踏まえて、妥当適切にサービスを提供するものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、指定共同生活介護等を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定共同生活介護等の提供の終了に際しては利用者又はその家族に対して適切な指導を行うものとする。
- 8 前7項のほか、「伊賀市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例」（平成25年伊賀市条例第7号）、「伊賀市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等及び指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」（平成25年伊賀市条例第8号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
- 9 事業所は前各項に定めるもののほか、次の事項を信条として運営するものとする。
- ①老人の自立の支援 ⇒ 能力の開発
(QOL「生活の質」「人生の質」「生命の質」の向上を計る。)
- ②家庭への復帰を目指す ⇒ 可能性の追求

- ③明るい家庭的な雰囲気 ⇒ 快適な生活環境の重視
④地域や家庭との結び付き ⇒ 地域性と在宅援助

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称所在地は、次の通りとする。

名称 一般財団法人信貴山病院分院上野病院『グループホームはあとの杜 本町』
所在地 三重県伊賀市緑ヶ丘本町1606

第2章 職員の定数、職種及び職務内容

(職員の定数等)

第4条 事業所に次の職員を置く。

- ② 施設管理者(兼務) 1名(計画作成担当者、介護従事者を兼務する)
③ 計画作成担当者(兼務) 1名(介護従事者を兼務する 1名)
④ 看護師(兼務) 1名(併設施設を兼務する)
⑤ 介護従事者(専従) 6名以上
(兼務) 1名

- 2 事業所は、利用者に対し適切な指定共同生活介護等を提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておくものとする。
3 前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう継続性を重視したサービスの提供に配慮するものとする。

(職務内容)

第5条 職員の職務内容は次の通りとする。

- ① 施設管理者は、事業の利用の申込みに係る調整など事業所業務を統括し、職員及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関し職員に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。
② 計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。
③ 看護師は、日常的な健康管理を行い、医療サービスの必要な場合に適切な対応をとるなどの医療連携体制を整備する。
④ 介護従事者は、施設管理者の命を受け利用者に対し日常生活全般にわたる必要な介護及び世話、支援を行う。

第3章 利用者の定員

第6条 事業所の利用定員は次の通りとする。

入所者(利用者) 定員 1ユニット 9名

- 2 事業所は、入所定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

第4章 指定共同生活介護等の内容及び利用料並びにその他の費用の額

(指定共同生活介護等の内容)

第7条 事業所で行う指定共同生活介護等の内容は、次のとおりとする。

- ① 入浴、排せつ、食事、着替え等の介助

- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助等

(介護計画の作成)

- 第8条 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護のサービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通所介護等の活用や地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護職員と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
- 2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。
 - 3 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、利用者に交付するものとする。
 - 4 認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護職員及び利用者が当該計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

(利用料等)

- 第9条 指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)によるものとする。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第128号)によるものとする。
- 3 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。
 - ① 部屋代 別紙利用料金表の通り
 - ② 食材料費 //
 - ③ 理美容代 //
 - ④ オムツ代 //
 - ⑤ 前各号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。
 - 4 利用料の支払いは、現金又は口座振込の方法により、指定期日までに受けるものとする。
 - 5 敷金については、入居時に100,000円を預かるものとし、利用者の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損があった場合は、復旧する際の原状回復費用を差し引いて、退居時に残額を返還するものとする。
- なお、未払いの費用がある場合は、敷金から差し引いて家賃に充当することがある。
- 6 前5項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付するものとする。
 - 7 指定共同生活介護等の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービ

スの内容及び費用に関し事前に文書で説明し同意を得るものとする。

- 8 費用を変更する場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、事前に文書により説明し同意を得るものとする。

第5章 入退居に当たっての留意事項

(入居)

第10条 指定共同生活介護等の対象者は、要介護者又は要支援者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれるものとする。

- ① 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
 - ② 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
 - ③ 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者。
- 2 事業所は、入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書により当該入居申込者が認知症の状態であることを確認するものとする。
 - 3 事業所は、入居申込者が入院治療を要すること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。
 - 4 事業所は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めるものとする。

(退所)

第11条 事業所は、利用者の退所の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退所後の生活環境や介護の連続性に配慮し、必要な援助を行うものとする。

- 2 事業所は、利用者の退所に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うと共に、居宅介護支援事業者への情報提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 3 利用者が他の施設へ入所又は医療機関等へ入院（1か月以上に限る）をした場合は、原則退所となるものとする。ただし、利用者又はその家族と事業所との協議により在室扱いとする事ができるものとし、その際に必要な費用は、相応の額の支払いを受けるものとする。

第6章 衛生管理、非常時の対応等

(衛生管理等)

第12条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - ③ 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第13条 職員は、指定共同生活介護等の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関若しくは看護師に連絡する等の措置を講じるとともに、施設管理者に報告する。また、上記の連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 前項の場合において、救急車の要請をする時は家族に連絡し、救急指定病院へ同行していただくよう依頼するものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援施設等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

5 事業所は、利用者に対する指定共同生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(協力医療機関等)

第15条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めるものとする。

第7章 その他の運営に関する重要事項等

(苦情処理)

第16条 事業所は、指定共同生活介護等の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情相談窓口の設置等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録するとともに、その原因を解明し、再発を防止するために必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、提供した指定共同生活介護等に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、提供した指定共同生活介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第17条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同

意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
 - ② 虐待防止のための指針の整備
 - ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第19条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。
 - ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ③ 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（地域との連携等）

第20条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めるものとする。

- 2 事業所は、指定共同生活介護等の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する市の職員、指定共同生活介護等について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、概ね2月に1回以上、当該運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、評価を受けるとともに、当該運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定共同生活介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（職員研修）

第22条 事業所は、全ての介護職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- ① 採用時研修 採用後6か月以内
- ② 継続研修 年2回

- 2 上野病院が実施する業務に関する研修会は、本規程に基づく職員研修とみなすものとする。

（守秘義務、利益供与の禁止等）

第23条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

- 2 事業所は、職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とするものとする。
- 3 職員は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 4 職員は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居から退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（看取り対応）

第24条 利用者が、終末期となり当事業所での対応が可能な場合には、看取りを実施するものとする。対応が可能な場合の条件等については、別に定める「看取り指針」によるものとする。

- 2 前項の「看取り指針」に記載がない事項については、家族又は代理人と事業所とで協議し、決定するものとする。

（ハラスメントの対応）

第25条 事業所は、適切な指定共同生活介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第26条 事業所は、事業に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

- 2 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（付則）

この規程は、令和 元年 6月 1日から施行する。

令和2年 5月 1日 一部改定
令和2年 12月 23日 一部改定

令和4年 9月24日 一部改定
令和6年 4月 1日 一部改訂